

# Historical Formation of Banking Category : Growth of Banking System in England (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/24383">http://hdl.handle.net/2297/24383</a>

# イギリスにおける銀行間取引組織の成立過程

— イギリスにおける銀行制度の成立（2・完） —

宮 田 美 智 也

## 目 次

はじめに

I 手形交換制度の発展

II 手形市場の発展

おわりに

## はじめに

イングランド北部地方では18世紀末から19世紀初頭には銀行範疇の成立が認められた。イギリスの18世紀は近代と反近代という歴史的性格的に新旧の資本が地域的に分立し、対立的に併存する、資本主義成立への過渡期にあったのだが、17世紀末以来のイングランド北部地方における産業の発展はそこから銀行（資本）を析出したのであった。前稿で論じたところである<sup>(1)</sup>。

しかし、そのような銀行が社会的に存続し、機能しうるには、相互間取引の関係を結び、銀行制度あるいは銀行組織なるものを構築しなければならない。本稿の目的はその銀行間取引の組織はイギリスでどのように生成し、発展したのかを考究することにある。具体的には、ロンドン手形交換所とロンドン手形（再割引）市場の成立過程の分析にほかならない。

したがって、以下における論述は2つに分かれる。そして、その2つの流れはイングランド銀行論によって統一されるであろう。イングランド銀行は

中央銀行となる銀行であるが、手形交換制度及び手形市場制度それぞれの生成・発展過程に対し同行がいかにかわり、またいかにして中央銀行としての立場を得るのかという視角を堅持し、叙説を進めることによって、その統一は果たされるであろう。

- (1) 宮田「イギリスにおける銀行範疇の成立過程——イギリスにおける銀行制度の成立(1)——」(『金沢大学経済学部論集』第18巻第2号, 1998年3月)。

## 1 手形交換制度の発展

### (1) 課題の設定

18世紀末ともなると、産業の発展に伴い、イングランド北部地方にはそれまでのように製品の卸売市場だけでなく<sup>(2)</sup>、リヴァプール原棉市場に見られるように、原材料市場も栄えてくる<sup>(3)</sup>。17世紀以来全国唯一の卸売市場であったロンドンの重要性は、製品市場としてのみならず、原材料市場としても低下しだす。しかし、地方における卸売取引はロンドン宛為替手形で行われ続けたから、決済の中心としてのロンドンの役割はかえって高まったのだった。

それは取り立てのために地方からロンドンに送られてくる手形の増加に現れる。地方銀行のロンドン代理業務を営むシティの銀行には、そのような地方振り出し手形の取立業務が繁忙化するであろう<sup>(4)</sup>。この場合、地方銀行の銀行券はロンドン払いであることが、「普遍的」ではないとしても「普通的方式であった」という<sup>(5)</sup>事実を見落とすべきではない。ここで地方手形と言う場合には銀行券も含めて考えられる必要があるわけである。

シティの銀行としてはそのような地方手形の取立業務につき省力化を図らねばならない。実際、地方手形のロンドンへの供給が目立って増えだす前に、そのための機構の構築に向け、歩が踏み出されつつあったのである。本節はその過程を追跡することを目的とする。

### (2) ロンドンにおける手形交換の始まりと交換所の成立

もともとロンドンでは地方とは違って、小切手の利用には金匠時代以来の

伝統があり、支払日の到来した手形や小切手について、迅速な取り立てを怠ったために顧客に損失を被らせた場合には、その責任は取立銀行に帰したのである。そのような中、シティの銀行は外回りの取立係 (Walk Clerk) を使い、規則的に名宛銀行に出向かせ、取り立てに当たるといふ慣行が出来上がってくる<sup>(6)</sup>。ロンドンにおける地方代理業務の増加に刺激された、ロンドンにおける銀行設立の増加は 1760 年代、70 年代に見られたのであった<sup>(7)</sup>から、そのころ以前のことと考えられる。

と言うのは、1773 年までにその慣行に変化が生じてくるからである。各銀行の取立係は直接名宛銀行に出向くのではなく、昼食時にロンバード街にあるパブ ('Five Bell') に集まり、食事後 (public room で) 素朴に、つまり自然発生的に手形交換を始め出したのである。すなわち、取立人が相互に手形 (小切手) を呈示し合い、それぞれの取立額と支払額の差額を計算し、それを銀行券や鑄貨で決済することにしたのである<sup>(8)</sup>。

取立係たちがいかにそのような着想を得たのかは不明であるが、結果として手間 (労働量) の削減を実感したことは間違いないであろう。銀行としてもその後押しをして損はない。当時 Martins, Stone, Blackwell & Foote として知られていた銀行——のちのマーチン銀行 (Martins Bank)——は、1773 年に上記のパブの一室の賃借料の四半期の負担分として 19 シリング 4 ペンスを計上している<sup>(9)</sup>。手形交換のためにパブに特定の部屋 (private room) が用意されることになったのである<sup>(10)</sup>。

しかし、この部屋もやがて手狭になる。18 世紀が押し詰まるにつれて、ロンドンに向かう地方振り出し手形が増えてきたことがその大きな要因であったと思われる。すこしのちに隣接する民家の一室が借り上げられ、1805 年ごろそれは (ノッティンガム) スミス家のロンドンの銀行 (Smith Payne & Smiths) に移される。そして、交換所の運営に当たるために、参加銀行の代表 1 人から構成される委員会が設けられ、手形交換にルールを策定しようという動きが出てきたのも、このころからであった。しかし、その残されている記録としては、1821 年の委員会議事録<sup>(11)</sup>が最古である。遅くともこの年にはロンドン手形交換所が正式な団体組織として確立したと言えるわけで、1770 年代の自然発生的な発足から数えて、半世紀を要したことになる。2 人

の検査人が決められ、一定のルールのもとに交換所が運営されるようになったのである<sup>(12)</sup>。

### (3) ロンドンにおける株式銀行の成立とその個人銀行との対立

ロンドン手形交換所は19世紀20年代初めまでに1つの正式な集团的組織として成立したのである。34年には39行の個人銀行（この中にウエスト・エンドの銀行が含まれていたか否かは不明）によって、取引所のために、シティの中央部にある新しい建物の自由保有権が手に入れられる<sup>(13)</sup>。次節で論じるように、6人以上のパートナー出資からなる合本形態という意味での株式銀行<sup>(14)</sup>の設立が、ロンドンでも許されたのはその前年であった。強力な競争相手の出現に備えてのことであったかもしれない。

実際、ロンドンにおける地方代理店業務を巡る両者間の競争は激化せざるをえない<sup>(15)</sup>。また、株式銀行は発券は禁止されていたので、のちにも触れるように、発券業務に代わる存立基盤を預金業務に見出さねばならない立場にあったが、そのことからつぎのような軋轢が生まれた。株式銀行の預金業務は、銀行によっては預金勘定のみならず当座勘定にも利払いをすることによって営まれていたのだ<sup>(16)</sup>が、それが預金に利払いをしていなかった個人銀行側から反感を買ったのである。

交換所における手形の呈示は振り出し銀行窓口での呈示と同じだとする手形交換の仕方は、1833年には裁判でも追認されていた<sup>(17)</sup>。株式銀行がその（預金業務→）小切手業務の拡大を図る上では、早急に交換所へ加盟する必要があった。しかし、そのような株式銀行に対し個人銀行側は排外的な態度をとる。それらの交換所への加盟申請を拒否し続けるのである<sup>(18)</sup>。

小切手はその振り出し地と名宛地が15マイル以内ならば、印紙税を免除されたが、そのほかにも若干の厳しい条件があり、第3者への譲渡は禁止されていたので、その利用がきわめて制限されていたのは事実である。しかし、1833年以後その利用が広まる環境が作り出されたのであり、さらに44年ピール条例がのちにも述べるように一般に発券に制限を加えたことによって、小切手利用に前進が見られることになる。1ポンド以下の小切手が許されたのもこの年である（ただし、銀行側は当時5ポンド以下の小切手を認めなか

った)<sup>(19)</sup>。

#### (4) 株式銀行の加盟と交換所における手形の交換

19世紀も半ばになると、ロンドンにおける株式銀行の成長は誰の目にもはっきりしてくる。その預金銀行としての発展（預金量の増大）は決定的となるのである<sup>(20)</sup>。53年には交換所加盟銀行（ロンドンの個人銀行）は25行に減り、翌54年交換所は株式銀行の加盟を認める。加盟銀行は31行となる<sup>(21)</sup>。そして、この54年には（小切手を含む）すべての一覽払手形に対する印紙税が、券面金額に関係なく一率に1ペニーに引き下げられ、慣習法的な法的根拠しかなかった小切手にも、一覽払手形に関する法的安全性が与えられたのである<sup>(22)</sup>。

そのころロンドン手形交換所における交換は午前交換（平日は10.35～11.05、土曜日は9.00～10.15）と午後交換（平日は2.35～4.10、土曜日は12.00～12.35）に分かれ、要するにづぎのように、金額交換あるいは金額点検主義の交換と言うことのできる交換が、それぞれ行われていた。

すなわち、取立銀行の交換方（Out Clearer）が交換所で支払銀行の交換方（In Clearer）に手形を配布して支払いを請求し、後者がそれに同意すると、取引は成立したのである。そのような交換が各銀行の交換方の間で行われ、各銀行とも銀行ごとに交換尻を算出する。交換勝ちの銀行に対しては借り方に残高が生じ、交換負けの銀行に対しては貸し方残高が残る。最後はそれらの集計と決済である。各銀行との交換尻は交換所計算表に転記され、そこで全体としての交換尻が計算される。決済はその計算表上の交換所勘定への反対記入と同時に、イングランド銀行券と鑄貨でなされる<sup>(23)</sup>。

しかし、まだ持ち帰られた手形の取扱が残っている。午後交換の場合にはとくにそうだが、それはきわめて迅速に進められる必要があった。と言うのは、不渡り手形の交換所への返還は当日の午後交換の閉鎖後1時間足らずの間に限られていたからである。もとの呈示銀行に対しその手形の支払銀行であるかのように請求し、処理される<sup>(24)</sup>。

ところで、ロンドン手形交換所における最終決済に上述のようにイングランド銀行券と鑄貨が用いられたのは、1854年までのことであった。株式銀行

が加盟を果たしたその年、交換所はイングランド銀行との間につぎのような協定を結んだのである。同行は担当者を交換所に出し、その担当者に対する指図書をもって、同行における加盟銀行の勘定と交換所の勘定との間の振替操作をするようにしたのである。しかし、それでもなおつぎのような不便が残った。交換負けの支払銀行がイングランド銀行に預け金不足の場合は、その銀行によって預け金が積まれ、その不足が補われるまで、交換勝ちの受取銀行への預け金の振替はなされなかったのである<sup>(25)</sup>。

### (5) 地方小切手交換制度の導入

そのような中、4年後の1858年、ロンドン手形交換所は組織上の拡張を遂げ、地方小切手交換制度をその内部に発足させる。従来の交換制度は市中交換(Town Clearing)制度としてそれから区別し、平日は10.30~12.30、土曜日は10.00~11.30という時間帯で行うことにしたのである。

地方小切手交換における交換尻は交換ごとに一括的に計算され、それが地方交換尻として、市中交換については個々の銀行ごとに交換尻が記載されている交換所計算表に転記される。市中交換を本交換とすると、この地方小切手交換はその追加的、補助的交換と言えるかもしれない。この地方交換尻の決済は市中交換の場合と違い、請求後2日のこととされた<sup>(26)</sup>。

文字通り(要求払式の)小切手に限られたのだが、これによって、ロンドン手形交換所はイングランドとウェールズを含むすべての地方銀行に対し開放されたのである。地方銀行はロンドン代理人である加盟銀行の住所と名前を小切手の底部に印刷しておくだけで、みずから小切手を取り立てたり、支払ったりする手間から解放される。いまや、受け取られた他の地方銀行宛小切手はひとまとめにして、日々ロンドンの代理人に発送するだけで済むようになったのである<sup>(27)</sup>。

言うまでもなく、この地方小切手交換制度の導入は地方における小切手利用の増大とロンドンにおける地方代理業務の重要性を反映する。前者がどの程度であったか、つぎの1858年議会委員会におけるイプスウィッチの個人銀行家W.ロドウェル(William Rodwell)の証言が示唆的である。すなわち、年50ポンド以上の地代を支払わないような農場主の多くも、銀行に勘定を持

ち、受け払いに小切手を用いる習慣が近年急速に進み、「金〔貨〕やイングランド銀行券」と同じく、かれの銀行の銀行券利用が減った<sup>(28)</sup>と。また、つぎの事実も小切手利用の全国的な広まりの証左である。前述のように、1854年には小切手に一覽払手形に関する法的安全性が認められたのだったが、この58年には両者の区別は廃止され、すべての小切手に対する印紙税は1ペニーに決められたのである<sup>(29)</sup>。

他方、ロンドンにおける地方代理業務の重要性は、地方銀行が自前で交換所をロンドンに設ける動きを示したことに對し、ロンドン手形交換所（加盟銀行）が地方代理業務の手放しを恐れた<sup>(30)</sup>ことに示されている。地方小切手交換制度をその内部に取り込む必要があったのである。

以上の考察から、ロンドン手形交換所は19世紀50年代初めには全国的な支払決済の集中場所として機能していたとすることができる。ロンドン宛為替手形のみならず、地方間決済を担う小切手でさえも、そこで決済されるようになったのである。

#### (6) イングランド銀行の加盟

しかし、その機能が完成するには、あと1つの詰めが残されていた。イングランド銀行自体の交換所加盟がそれである。既述のように、同行はそこに対しては、加盟せずに同じような決済機能を提供していた。しかし、それには不便が伴っていた。その加盟が果たされるならば、それも解消されるであろう。加盟銀行には決済用の準備金を同行に預けておくよう、強制力が働くようになるからである。そして、それに伴い、イングランド銀行は貨幣取扱資本次元において文字通り「銀行の銀行」となりうる。

1864年、イングランド銀行も加盟銀行払いの支払指図書を取り立てる目的で、交換所に加盟する。加盟銀行はイングランド銀行（会計係）宛に直接振替指図書を振り出し、交換所を決済できるようになったのである。なお、イングランド銀行は本店宛の支払請求に対しては本店で払い、交換所を通さなかった<sup>(31)</sup>。

以上のようにして、ロンドン手形交換所はイギリスにおける国内決済を担う機構として完成した。遅くとも1820年代までに1つの集団的な組織として



成立したのち、54年株式銀行の加盟及びイングランド銀行との間での勘定振替に関する協力協定の締結、58年地方小切手交換制度の導入、64年イングランド銀行の加盟という経過を経てのことであった。

### (7) 地方手形交換所の成立

ロンドン手形交換所は地方における小切手流通の拡大に押されて、1854年にそのロンドンにおける交換という便宜を提供するに至った。しかし、そのために許された時間は、市中交換における午前交換の時間よりも長かったとは言え、それに比べれば限定されていた。前述のとおりである。

地方小切手交換上の交換高の増高はやがてその時間的限定性の壁に突き当たる。交換所の外で交換し、同意と清算のためだけに交換所が利用されるという、所外交換とも言うべき事態が出来るのである。地方との取引の大きい銀行ほどそのような必要に駆られたであろう。しかし、前述したとおり、手形（小切手）が交換される公式の場として裁判で認められていたのは手形交換所であり（1833年）、いかなる加盟銀行も所外交換を通じて（間違っただけで）不当な銀行に小切手を引き渡したりして）損失が発生したとしても、その責任を交換所に求めることはできないのであった<sup>(32)</sup>。

19世紀も60年代、70年代と進むにつれて、以上のようにロンドン手形交換所の地方小切手交換制度が混乱に陥るほど、地方間決済のための小切手利用は広まったのである。70年代末にはロンドン手形交換所の地方小切手交換における小切手の25%は5ポンド以下であり、またその総平均は30ポンド以下であったと言われている<sup>(33)</sup>。地方におけるそのような小切手取引の広範な普及は、地方にも交換所を生み出す力となる。72年にマンチェスター、86年にはリヴァプールとバーミンガムにそれぞれ地方交換所が設立される。いづれにもイングランド銀行支店が設置されていて、ロンドンの場合と同じような交換手続きがとられたのである<sup>(34)(35)</sup>。

しかし、それらも上述したようなロンドン手形交換所における地方小切手交換制度の混乱を収束させることはできず、そのためには1902年のパローズ計算器の導入が待たれねばならなかった<sup>(36)</sup>。

**(8) 国際決済センターとしてのロンドン手形交換所**

さて、地方手形交換所の設立を促す地方における小切手利用の普及は、地方卸売取引におけるロンドン為替の利用の低下、すなわち地方からロンドンに供給され、ロンドンで取り立てられようとする手形が減ることを他方で含意している。国内取引手段としてのロンドン為替の歴史的な意義は、19世紀末には消滅したと特徴付けることができるであろう。しかし、それはロンドン手形交換所を通過するロンドン為替の歴史的消滅を意味しなかった。ここで、そのことに一考を加えよう。

当面する時代を通じて、ロンドン手形交換所を通過するロンドン宛為替手形は、国内取引上利用されたものに限られてはいなかった。それはイギリスの輸出入のみならず、マーチャント・バンカーの引受業務に支えられて、第3国間取引にも利用されたのである。世紀の半ばにはすでに、ポンド為替でなければ(つまり、イギリスからの授信なしでは)、第3国間取引も行えないと言われるほどになっていたのであり<sup>(37)</sup>、ロンドン手形交換所はそのころ世界貿易の決済センターでもあったわけである。

それゆえ、(イングランド銀行の加盟した)1864年は、それが(国内決済センターであると同時に)国際決済センターとしても完成した年と見なしえないこともない。しかし、後述するように、ロンドン手形市場の国民市場としての歴史的規定性はマーチャント・バンカーの引受手形の存在によって覆されるものではなく、そのような見方は正しくない。

詳しくは次節の課題だが、その後、外国振り出しのロンドン宛為替手形にはその種類上歴史的に大きな変化が生じる。地方手形交換所が創設される19世紀の最終四半期には、ロンドン宛為替手形としては外国振り出しの金融手形が目立ち始め、それが次第に(マーチャント・バンカーではなく)株式銀行に引き受けられ、貿易手形に勝る歴史的比重を占めるようになってくるのである。そのことを根拠に、ロンドン手形市場は20世紀初頭までに国民的金融市場から国際金融市場へと歴史的な性格変化を遂げたと規定されるのだが、ロンドン手形交換所の歴史的規定にもそれは反映する。

すなわち、ロンドン手形交換所は20世紀初頭には国内取引から生まれる小切手のほかに、外国振り出し手形としてはそれまでの貿易手形に加えて、あ

らたに国際金融手段としての金融手形の通過するところとなり、それによって国際決済のセンターとしての完成が規定されるのである。各国の国民的な決済がそれぞれの中央銀行に集約されているとすると、このロンドン手形交換所の国際決済センターとしての完成は、イングランド銀行が国際間決済の次で「中央銀行の中央銀行」の位置に付くことを意味する。

ところで、ロンドン手形交換所の国際決済センターとしての完成を20世紀初めに求めるのは、以上のように、マーチャント・バンカーにかかわる貿易手形に加え、株式銀行の引き受ける外国振り出し金融手形がロンドン手形市場に出回るようになり、そしてそのことが持つ歴史的意義を重視するからなのだが、さらにもう1つ、1902年にはつぎのような組織上の変革がロンドン手形交換所にもたらされたという事実が踏まえられている。

銀行合同運動時代に突入していた1895年ともなると、ロンドン手形交換所加盟の個人銀行はわずか4行にすぎなくなる。しかし、その95年、それらはThe Bankers' Clearing House Ltd. という名称の閉鎖会社で交換所を組織したのである。しかし、個人銀行には交換所の拡張のための出費（増資）をもちや賄うことができなくなっていた。1902年、その会社の持ち分は株式銀行に開放されることになる<sup>(38)</sup>。外国振り出しの金融手形に対する引き受けの供与という、株式銀行の国際銀行業務への進出が決定的な方向となるのは、正確には1905年以後のことなのだが、それに先立って、それらは対外引き受けという新業務にかかわる決済機構を、事実上個人銀行に代わって、みずからの責任で運営できる立場を得ることができたのである。

#### (9) 首都圏交換制度の開始

さて、ロンドン手形交換所における市中交換の対象となる地域は、前述のようにシティというごく狭い地域に限られていた。しかし、株式銀行の成長に伴う支店銀行の開設は、19世紀末にかけてとくにロンドン郊外で顕著となってきた。つまり、市中交換制度でも地方小切手交換制度でもカバーしきれない地域に銀行（支店）が設立され、その扱う手形、小切手の取り立てに労力と時間を要することが問題化してきたのである。これはもちろんロンドン手形交換所の制度自体の欠陥でも不備でもない。銀行制度の普及、発展に対

し対応が遅れたということである。

そこで始まったのが首都圏交換 (Metropolitan Clearing) 制度である。平日は 9.00~10.30, 土曜日は 8.45~9.50 というように, 市中交換の午前交換が始まる前の時間帯が, それに割り当てられた。そこにおける交換は地方小切手交換の場合と同じく, 首都圏交換全体として差額が計算され, それが交換所計算表に転記され, その日の最終振替額の計算に組み入れられる<sup>(39)</sup>。

- (2) 宮田「銀行範疇の成立過程」III(2), (3), 参照。
- (3) 同「ロンドン手形市場の国際金融構造—アメリカとの関連における研究—」(文真堂, 1995年)第2章第1節, 参照。
- (4) George Chandler, *Four Centuries of Banking, as illustrated by the Bankers, Customers and Staff associated with the constituent Banks of Martins Bank Limited* (London, 1964), vol. I, pp.166-168, 参照。
- (5) R.S.セイヤーズ『ロイズ銀行—イギリス銀行業の発展—』(東洋経済新報社, 1963年)154ページ。地方銀行の発券活動に制限が加えられるようになるのは, 後述のように1844年(ピール条例)以後のことである。
- (6) Philip W. Matthews, *The Bankers' Clearing House, What it is and what it does* (London, 1921), pp.6, 8.
- (7) 宮田「銀行範疇の成立過程」49ページ。
- (8) Matthews, *op. cit.*, p.8. この決済手段としての銀行券が当初からイングランド銀行券であったかどうかは, 不明である。しかし, ロンドンの個人銀行が発券を止めるのは, この70年代以降のことである (John H. Clapham, *The Bank of England, A History*, vol. I, 1694-1797 (Cambridge, 1944, rep. 1966), pp.162, 166 (英国金融史研究会訳『イングランド銀行, その歴史』1. (ダイヤモンド社, 1970年) 185, 190ページ))。手形交換の始まりとこの(イングランド銀行券と小切手の利用で用を足そうという)発券の廃止は無関係ではないであろう。後出の注(10)参照。
- (9) Chandler, *op. cit.*, I, p.152; Matthews, *op. cit.*, p.8. 後出のスミス銀行も1777年にはそのような支払いを計上している (J.A.S.L. Leighton-Boyce, *Smiths, the Bankers, 1658-1958* (London, 1958), p.122)。
- (10) 当初は取立係の手間の削減に役立つにすぎないと認識されたと思われるこの手形交換に対し, 銀行側が交換室の賃借料を出すようになった背景には, 1780年のゴードン暴動 (Clapham, *Bank of England*, I, pp.184-185 (邦訳, I, 211-212ページ), 参照) に象徴的に見られるように, 銀行はつねに強奪の危険に晒されていて, その点で手元保有の貨幣を最小限にしておく必要に迫られていた (Chandler, *op. cit.*, I, p.153) という事情があったと考えられる。手形交換の試みは金庫に準備しておくべき貨幣量の節約に貢献したはずである。そして, そういう経験がロンドンの銀行をして前

述のように発券の廃止（→兌換準備金の不要化）にまで向かわしめたのであろう。

- (11) Matthews, *op. cit.*, pp.11-12, 参照。
- (12) *ibid.*, pp.9, 12, 15.
- (13) *ibid.*, p.13.
- (14) つまり、ここに株式銀行と言うのは文字通りの（有限責任出資の）株式銀行ではない。そのような銀行が現れてくるのは、1880年代に入ってからである。次節でも論及することである。
- (15) セイヤーズ、前掲訳書、149 ページ。つぎのような例(*Circular to Bankers*, Jan.13, 1837, pp.211-212)を挙げることができる。地方に上述のような意味での株式銀行の設立が認められたのは、後述するように 1826 年のことなのだが、個人銀行をそのロンドン代理店としていた (1834 年に設立されていた) ある地方株式銀行が、36 年にロンドンにある株式銀行が創設されると、ただちにその株式銀行にロンドン代理店を移し、ロンドンにおける個人銀行と株式銀行の対立に油を注いだのである。
- (16) British Parliamentary Papers, *Report from the Select Committee on the Bank Acts*; etc., 1857-58, V, Ev., Q.1130. 証言者はロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行(London & Westminster Bank)の D.ソロモン (David Solomons)。
- (17) Matthews, *op. cit.*, p.55.
- (18) B.P.P., *First Report from Select Committee on Banks of Issue* (1841) and *Second Report* etc., 1841, Session Jan. to June, V, Ev., Q.1311. 証言者はロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行の J.W.ギルバート (James W. Gilbert)。
- (19) エドガー・ヤッフエ 『イギリスの銀行制度』(三輪悌三訳) (日本評論社, 1965 年) 178, 179 ページ。
- (20) 宮田、前掲書、75 ページ。
- (21) Matthews, *op. cit.*, p.13.
- (22) ヤッフエ、前掲訳書、178, 179 ページ。
- (23) Matthews, *op. cit.*, pp.29, 34; *ibid.*, p.46, 参照。
- (24) *ibid.*, pp.31-33.
- (25) *ibid.*, pp.34-35.
- (26) *ibid.*, pp., 49, 50, 52, 57.
- (27) *ibid.*, pp.49-50.
- (28) B.P.P., *Report from the Select Committee on the Bank Acts*; etc., 1857-58, V, Ev., Qs. 1367-1368, 1440.
- (29) ヤッフエ、前掲訳書、178 ページ。
- (30) Matthews, *op. cit.*, p.49. ロイズ銀行の Sampson W.ロイド (Sampson W.Lloyd) が銀行家としての名を挙げる切っ掛けとなったのが、この時のロンドンにおける地方手形交換所制度の立案への参画であった (セイヤーズ、前掲訳書、46 ページ)。
- (31) Matthews, *op. cit.*, p.35; *ibid.*, pp.47, 48, 参照。
- (32) *ibid.*, p.55.

- (33) ヤッフエ, 前掲訳書, 179 ページ。
- (34) 詳しくは, Matthews, *op. cit.*, chap. VIII, 参照。ただし, セイヤーズは 1820 年代のパーミンガムには交換所が存在していたように述べている (前掲訳書, 154 ページ)。
- (35) その間の 1882 年, 小切手取引の法的根拠はそれまでの慣習法的なものから為替手形法によって与えられることになった (ヤッフエ, 前掲訳書, 179 ページ)。
- (36) Matthews, *op. cit.*, 56.
- (37) B.P.P., *Bank Acts*, 1857-58 (*op. cit.*), Ev., Qs. 1700-1702. 証言者はロンドンの会計士 (John Ball)。
- (38) Matthews, *op. cit.*, pp.13-14.
- (39) 詳しくは, *ibid.*, chap.V, 参照。

## VI 手形市場の発展

### (1) 課題の設定

18 世紀末以降ロンドンに送られてくる地方振り出し手形は, 前節で見たようなたんに取立目的のものだけではなかった。地方銀行で割引かれた手形が再割引を求めてロンドンに向かうこともあったからである。前者のような手形がロンドン手形交換所を生み出したのであったが, 他方後者のような手形取引の場としてロンドン (再割引) 市場が形成されることになる。その発展過程が本節での論究の対象である。

### (2) 手形再割引の必然性——銀行の個別次元から相互間取引次元へ——

まず, 一度割引を受けた手形がなぜ再割引に出されるのか, 別言すると, 銀行信用が銀行間信用に発展する必然性ということだが, それについて簡単に理論的な確認をしておこう<sup>(40)</sup>。

手形割引とは手形に対して (当座) 預金を貸し付ける取引である。銀行が手形割引によって預金を貸し付けうるのは, その創造債務に対する支払準備金として, 所得貨幣を定期性預金の形で集めることができるからである。しかし, そのような割引に対する需要には銀行によって強弱の違いがあり, また支払準備金として集められる預金にも銀行間で多寡の差がある。つまり, 銀行によっては創造された信用に対し支払準備金の形成が遅れたり, あるい

は逆に貸し付けられた預金に対し支払準備金が過剰になるということは避けられないのである。

しかも、それは偶然的なことではなく、社会的再生産的に必然的なのである。社会的な再生産工程を川の流りに例え、中間財の生産を担当する産業資本を川上産業資本、最終的な消費財を生産する産業資本を川下産業資本と呼ぶとすると、前者はその製品の販売代わり金を信用（手形）で受け取るのに対し、後者はそれを所得貨幣で受け取るであろう。川上（→卸売流通）、川下（→小売流通）という各産業資本の社会的再生産上に占める位置の違いは、ここではそういう意味を持つ。社会的再生産的には、後者の受け取った貨幣が、前者の持つ債権に対しその期日に支払われることになるであろう。川上産業資本を主たる取引先とする銀行は授信に対する支払準備金に不足し、他方支払準備金に余裕のある銀行は川下産業資本をおもな取引先とする銀行ということになる。

以上は論理的に個別次元の銀行における信用と支払準備金の関係である。その関係の緊張度には、銀行の社会的再生産工程とのかかわり上必然的に、銀行間で違いが生じるのである。その緊張の高い銀行はそれをほぐさねばならない。緊張度の低い銀行から支払準備金の融通を受けることができればよい。ここに銀行間相互取引の論理次元が上向的に成立する。

具体的には、手形の再割引によって銀行間信用が取り結ばれる。銀行間での支払準備金の相互融通市場が成り立つわけだが、取引対象が手形であることから手形（再割引）市場と言われる。そして、そのような銀行間信用を最終的に総括する、銀行間信用次元で「銀行の銀行」として機能する中央銀行が疎外され、銀行信用と支払準備金の関係を国民的に最終的に担う、支払準備金の「最後の貸し手」として位置付けられる。

さて、以上の考察を踏まえ、18世紀末以降のイギリスに目を転じよう。

### (3) 資金の地域的偏在

周知のことだが、当時のイギリスは資金不足地と資金余剰地とに地理的に分化していた。産業革命を担う産業発展の地たるイングランド北部地方は前者に当たり、それ以外の一般に農業地方は後者に属す。それはつぎのことを

意味する。前者に立地する銀行は、供与する手形割引（信用創造）に対しその支払準備金に不足しがちだが、後者に立地する銀行では（季節性はあるものの）信用需要は一般に強くはなく、支払準備金に余裕があるということである。つまり、銀行信用に対する支払能力に地域的に格差があったわけである。

ここに歴史的にも銀行間取引の次元が必然化する。後者が前者に対し手形再割引の便宜を与えるならば、支払準備金の国民的な相互利用が可能となるであろう。そのようにして成立したのが、ロンドン手形（再割引）市場なのであった。

すなわち、ロンドン手形市場は、工業地方振り出しの手形を媒体として、手形割引に対する支払準備金の地域的偏在が、国民的規模で緩和・解消される場なのであった。論理的次元で見た場合、手形の再割引市場は銀行の取引先の販売過程が社会的再生産的に卸売流通に位置する（社会的に中間財の生産＝販売）か、小売流通に位置する（社会的に消費財の生産＝販売）かという、その価値実現の意味の社会的再生産上の違いから生じる、銀行間での支払能力の差を解消するために必然化したのだが、ここにおける歴史的次元では銀行間における支払能力の差は、銀行信用（手形割引）に対する需要が一般に強い地域と弱い地域という、銀行の所在する地理的な違いから生じたのであり、その両地域を連結することが銀行間信用の課題となったのである。

それでは、ロンドン手形市場では銀行間信用はいかに結びついたのでか、換言すると、信用に対する支払準備金（資金）の不足地とその余剰地はいかに架橋されたのか、以下でその展開過程を追究することにしよう<sup>(41)</sup>。

### (3) 1825年恐慌とロンドン手形市場

1825年恐慌はロンドン手形市場の発展史上第1の分水嶺をなす。つぎのような2重の意味においてである。

それ以前はロンドンの個人銀行が（農業）地方銀行預金を利子付きで受け入れ、他方（工業）地方手形の（再）割引を営んでいた。しかし、恐慌以後ロンドンの個人銀行はその資産の地方手形での運用からは手を退き、18世紀末以来生成しだしていたビル・ブローカーへのコール・ローンに新しい投資



先を求めるようになる。同時に、個人銀行は地方預金への利払いも止めたので、(農業)地方預金も個人銀行からビル・ブローカーにシフトする<sup>(42)</sup>。

こうして、他人の勘定で手形を扱うにすぎなかったビル・ブローカーも、自己の責任でそれが出来るようになる。すなわち、手形再割引業を通じて農業地方の支払準備金を工業地方に配分替えするという、ビル・ディーラーに成長していくのである。そのような1825年恐慌を境とするロンドン手形市場の構成の変化を象徴するのが、1830年ビル・ディーラーがイングランド銀行に割引勘定の開設を認められた<sup>(43)</sup>という事実にはほかならない。

イングランド銀行は1825年恐慌の際に「最後の貸し手」としての役割を果たしたのだ<sup>(44)</sup>が、主体的に手形の再割引業を担うに至ったビル・ブローカー(ビル・ディーラー)を通じて、ロンドン手形市場を形成する銀行間信用に対し、その支払能力を最終的に支えるという体制が、ここによく出来上がったのである。

以上が1825年恐慌がロンドン手形市場の歴史上持つ第1の意義である。それに対し、その第2の意義は、それが地方銀行の多くの破産をもたらしたことから、その翌年銀行組合法の成立を契機付けたことにある。そして、その法律の歴史的意義は2つに分かれる。

まず、株式銀行成立への道を開いたことである。ここで言う株式銀行の意味については前述した。ロンドンから半径65マイル以遠の地に限ってのことだったが、6人以上の出資からなるパートナーシップ形態の(発券業務を含む)株式銀行業務を認めたのである。以後、地方株式銀行は地方手形のロンドンへの供給という点だけでなく(株式銀行の裏書き手形は個人銀行の場合よりも再割引を受けやすかった)、のちに普及してくる小切手制度の担い手という点でも、個人銀行よりも重要な存在となる。

もう1つは、イングランド銀行の地方進出を許したことである。同行は地方支店の設置を通じて、その銀行券を地方にも浸透させるべく窓口を得たのである。その発券銀行としての発展の道筋がつけられたわけである。後述のように、その事実上の仕上げは1844年(ピール条例)である。

1825年恐慌はイギリスに産業資本範疇の歴史的成立(資本主義の成立)を告知する恐慌(最初の周期的恐慌)として位置付けられるのだが、それはロ

ンドン手形市場の成立にとっても、以上のように画期的な意味を持つ。その恐慌を直接的な契機として、1830年までに、イングランド銀行がビル・ブローカーを介して銀行間信用(手形再割引)を総括するという、手形市場の立体的な体系が構築されたのはたしかである。

#### (4) 1830年代のイングランド銀行の行動

しかし、その体系がそのようなものとして機能したのか否かの評価はまだ留保される必要がある。実際、ロンドンにおける手形交換組織に対してもひとり超越的だったことが示唆しているように、ロンドン手形市場におけるイングランド銀行の行動は、その1830年以降になっても国民的な支払準備金の保管銀行(「最後の貸し手」)にふさわしいものではなかった。それは株式銀行に対する排外的行為に見られる。それを示すのが本項の目的である。

地方における株式銀行設立は1826年に認められたことは前項で述べた。そのような自由化の波はついに33年にロンドンにも及んでくる。その年のイングランド銀行条例はイングランド銀行券を法貨として認める一方、要求払いしない日付け後6カ月以内に支払われる銀行券を発行しないという条件のもとに、ロンドンでの株式銀行の設立を許すに至ったのである。それはイングランド銀行にとって、つぎの2つの含意を持つ。すなわち、その銀行券が政府への支払手段として認められたことによって、「政府の銀行」としての立場を法的に得たことになる。他方、しかし、そのロンドンにおける株式銀行としての独占的な立場が侵害されたのである。

イングランド銀行にとって、その株式銀行としての伝統的な地位の侵害者という点では、地方の株式銀行も同様であった。それを淵源として、同行は「政府の銀行」たる地位が法的に確定したにもかかわらず、一般に株式銀行に対し泰然たりえなかったのである。ロンドンの株式銀行に対しては、それらの営んでいた手形の引受業務について裁判に訴え、それによって厳しい制約をかけることに成功する<sup>(45)</sup>。他方、地方の株式銀行に対しては、それらの裏書きのある手形は、個人銀行の手形である場合でもその割引を拒否したのである。地方におけるイングランド銀行券の流通の拡大(地方紙券の質の改善)を意図してのことであった<sup>(46)</sup>。

さて、ロンドン手形市場は1830年にはイングランド銀行を「最後の貸し手」として引き込み、機構的には成立したとすることができる。しかし、同行の頑なな態度のために実際は機動的な機構ではなかった。以上はそれをその株式銀行に対する対応という視点から明らかにしたのだが、もう1つ、同行の割引政策の硬直的な運営態度からもそれを指摘できる。

その割引率の(1833年から1844年までの間)の変更頻度を見てみよう。27年以来36年7月にはじめて変更され、その年はそれを含めて2回、38年に1回、39年に3回、40年と42年に各1回という具合であった<sup>(47)</sup>。

要するに、この当時のイングランド銀行には株式銀行として、しかも(株式)発券銀行としていかに発展するかということが行動の指針であり、割引率を調節して「銀行の銀行」として行動するなどという意識はなかったのである。そこには、同行が発券銀行として独自の地位を得ることができなければ、その点での変化が生じることはないであろうということが示唆されている。

##### (5) 1847年恐慌とイングランド銀行

1844年イングランド銀行条例は、同行の機構を発券業務を営む発券部とその他の銀行業務を担当する銀行部とに分け、他方他の発券銀行の発券を制限し、以後は発券銀行の新設を禁止した。イングランド銀行は発券銀行として實際上その機能を独占できるに至ったのである。

これは前項での考察が示唆していたように、イングランド銀行行動の歴史的な変化の契機になるであろう。しかし、はたしてそうか。その銀行部の営業態度を問題視しなければならない。

銀行部の割引業務は他の銀行と対等に競争できるという立場が堅持されている<sup>(48)</sup>ことがわかる。要するに、30年代に比べて前進は見られないのである。しかし、その態度の変換を迫る事件がすぐのちに起こる。3年後の47年恐慌のことである。

前述のように、イギリスにおける資本主義の成立は1825年恐慌によって刻印されていたが、しかしその資本主義は消費財生産部門(綿工業)を主軸としていて、じつは資本主義としてはいまだ未熟だったのである。しかし、こ

の 47 年恐慌はイギリス資本主義が資本主義としての未熟性を脱却し、生産財生産部門をもその再生産構造の中に組み込むに至ったことを証明する、そのような恐慌であった。

1847 年恐慌はイギリス資本主義史において以上のような意義を持つ。それがイングランド銀行（銀行部）に対し衝撃を与えないはずがない。事実、その恐慌を境に、同行の割引政策にも変化の兆しが見え始める。それまでのように市場割引率と競争的ではなく、それよりも少し高めに決めるといふ、市場割引率追随型に転換し出すのである<sup>(49)</sup>。イングランド銀行はここによりやく、自行を他行とは異なる特殊な銀行として認識し、行動しだしたと見ることが出来る。

1847 年恐慌後に見られるようになったイングランド銀行行動の変化は、前節で明らかにされたつぎの事実からも窺うことができる。54 年には株式銀行もロンドン手形交換所に加盟し、その個人銀行との対立の解消を印付けたのだったが、同年にはイングランド銀行もそのような交換所と協定を結び、そこに担当者を派遣し、その担当者に対する指図書でもって同行の預かり金を振替操作するサービスを、加盟銀行に対し提供するようになっているのである。

そのような意味で、この 1847 年恐慌はロンドン手形市場の発展史上第 2 の画期と言うことができる。それ以後にはイングランド銀行もイギリス資本主義の利害に沿った行動をとるようになったのである。手形交換制度（国民的な支払決済制度）が完成するのは、この時期においてのことであった。その外延的發展は別として、64 年のイングランド銀行の手形交換所への加盟をもって、そのように見ることができたからである。

しかしながら、イングランド銀行はロンドン手形市場（銀行間信用）の総括銀行としては、つまり銀行信用に対する国民的な支払準備金を守るべき銀行としては、市場追随主義の金利政策ではなく、市場統制型のそれを採用するようにならねばならない。のちに明らかになるように、そのような政策転換の実現には手形市場の国際化の進展（深化）を俟たねばならなかったのである。その点で、この第 2 段階のイングランド銀行にはまだ歴史的な限界がある。「銀行の銀行」としてはまだ未熟なのであった。

以上がロンドン手形市場の発展の第2段階の実相である。その立体的な市場体制はまだ完成されたものとはなっていないのである。そして、そのように立体的な構造化を成し遂げていない市場にあって、最も弱い環をなしていたのがビル・ディーラー（割引商会）であった。そのことが当面しているこの第2段階で露呈する。57年と66年の恐慌に際してである。

ビル・ディーラーは株式銀行からコールを取り入れ、それに（イングランド銀行割引率の1%下という）預金レートと同じ利子を払っていたのだが、そこに脆弱性の根源があった。利幅は一般に1%以下と、極めて狭いのである<sup>(50)</sup>。しかも、コールは、その出し手の株式銀行側はそれを第2線の準備と位置付けていたので、逼迫期にはすぐに引き揚げられる性質の資金にほかならなかった。それが57恐慌で現実化する。その結果、ビル・ディーラーがイングランド銀行の最大の債務者になり（この恐慌の深刻さは、同行の発券高が法定限度を越え、44年条例が一時停止に追い込まれたことに示されている）、翌年同行は彼らに対し割引勘定の閉鎖を措置する<sup>(51)</sup>。

66年恐慌では名門のビル・ディーラーであるオーヴァレンド・ガーニー商会（Overend, Gurney & Co.）が倒産する。これは同商会が純粋な割引商会の域を脱し、事実上金融会社（利付預金を受け入れ、他方鉄道やドックなどの会社発起人に対し、彼らの会社の株式を担保として引受信用を与える会社）に移行するという、その経営の不健全化に原因があったのだ<sup>(52)</sup>が、とにかくここに第2段階における1つの問題が整理される。これ以後、個人商会による経営に代わって、有限責任制の割引会社がビル・ディーリングにおいても重要な存在となるのである<sup>(53)</sup>。

さて、ロンドン手形市場発展過程の第3段階に視角を移さねばならない。その第3段階は19世紀最終四半期とともに始まる。

#### (6) ロンドン手形市場の役割の変化(1) —国民性の希薄化—

すでに明らかなように、上来対象とされてきたロンドン手形市場とは、イギリス国内における資金（銀行信用に対する支払準備金）の偏在をいかに克服するかという課題を担う、国民的な銀行間信用市場にほかならなかった。ロンドン手形市場はそういう国民的な金融市場として、歴史的に2段階を経

て発展してきたことが、これまでに解明されてきたのである。

もちろん、これまでに見てきたロンドン手形市場を構成する手形のすべてが国内手形だったわけではない。外国振り出しの貿易手形もその中に含まれていた。1840年代半の時点で、13.8%程度がロンドン手形流通高に占める外国手形の割合と推定されている<sup>(54)</sup>。圧倒的に国内手形で占められていたのである。ここまで、ロンドン手形市場を国民的市場として歴史的に規定し、論を進めたきたゆえんである。

しかしながら、当面しているその発展の第3段階のロンドン手形市場は、そのような国民的金融市場としての歴史的な性格を失っていく。換言すると、ロンドン手形市場は国民的金融市場としてはその第2の発展段階までにとどまり、その歴史的な範疇性を完成させることはなかったのである。なぜであろうか。2つの理由が考えられる。

19世紀も最終四半期に入ると、地方振り出し手形のロンドンへの供給が減少し出す。これが第1の理由である。そして、その理由は2つに分かれる。まずは60年代に進んだ運輸・通信制度の発展（交通革命）である。それが80年代になるころには、国内手形の期間の短縮化をもたらしたと考えられるからである<sup>(55)</sup>。取引高を一定として考えてみればわかるように、手形期間の短縮化はそれに比例的に手形（金額）の存在高そのものを減少させる。

もう1つは、ここではこれがより重要だが、地方銀行における支店制度の発展に伴う預金の増加である。「大不況」のもと借入れ需要が停滞し（→預貸率の低下）、その結果、割り引いた手形をロンドンに回さずとも、期日まで保有することが可能になったのである<sup>(56)</sup>。地方からロンドンに出回る手形の量は減る。これはたしかに第1の場合とは違い、それ自体としては手形そのものの減少要因ではない。しかし、これもまた手形の存在量そのものを減少させる要因に発展する。預貸率の低下が銀行を衝き動かし、その信用供与の形態を変化せしめるからである。

手形割引は卸売流通における商業信用の成立を待ち、その代位として与えられる銀行信用供与の形態にほかならない。しかし、預貸率低下の圧力はそのようないわば事後的な信用の授与ではなく、事前的な授信に銀行をして突き進ませるのである。当座貸越による貸し付けがそれである。それは卸売取

引の支払手段がロンドン宛為替手形から小切手へと移ることを促さずにはいない。地方でも小切手の利用が進み、手形の存在高そのものが減じることになる<sup>(57)</sup>。

このようにして19世紀第4四半期には、伝統的なロンドン宛為替手形による決済制度に代えて、(支店銀行制度→)小切手制度が普及し出す。しかし、この支払手段の重心移行は支払いのロンドン集中制が崩れ、その地方分散化が進んだことを意味しなかった。念を押しておく。前節で明らかにしたことだが、小切手には支払銀行のロンドン代理店の行名が印刷されていたのであり、地方間取引の取立地がロンドンであることに変化はなかったのである。それが前節で見たようにロンドン手形交換所における地方小切手交換の過大化問題を引き起こし、ひいては80年代に入ってから3大地方手形交換所の設立をもたらしたのである。

以上が、銀行信用に対する支払準備金の地域的偏在を均し、その全国的な再配分を行うという、ロンドン手形市場の国民的金融市場としての役割が、19世紀第4四半期には希薄化してくる第1の理由であった。その第2の理由は1890年代には明確になってくる大銀行の出現である。ロンドン手形市場の旧来の役割はそれに取って代わられるのである。全国的に支店網を張り巡らす大銀行の成立は、資金の社会的再配分という点では、各銀行がそれぞれその内部に旧来のロンドン手形市場を抱え込んだのと同じ意味を持つ。

しかし、以上のような推移にもかかわらず、ロンドン手形市場の規模が縮小することはなかった。国内(地方)振り出しのロンドン宛為替手形の減少と裏腹の形で、外国振り出しのそれが増え出すからである。

#### (7) ロンドン手形市場の役割の変化(2) —国際化の達成—

外国振り出しロンドン宛為替手形には前節でも指摘しておいたように、貿易手形と金融手形の2種類があった。前者は文字通り貿易に伴って振り出されるのに対し、後者はロンドン短期資金の取り入れのために振り出される、国際金融の手段にはかならない。

それらのうち前者の貿易手形は前項(6)で述べたように、ロンドン手形市場が歴史的に国民市場として規定される段階でもそこを流通していた。マーチ

ャント・バンカーの引受業務を通じてロンドン手形市場に供給されていたのである。もちろん、当面する19世紀第4四半期には、それはおそらく1840年代半の13.8%という比率よりも高い比率で、ロンドン市場を流通していたと考えられる。しかし、その時期に国内手形の減少を埋め合わせるべく増加してくる外国手形とは、それよりもむしろ金融手形なのであった。ここで19世紀第4四半期以降ロンドン手形市場の歴史的規定性を考える場合には、後述するような理由で、その金融手形の比重の増大に注目することが重要である。

ロンドン手形市場に対し外国振り出し金融手形が1870年代に増加してくるについては、2つの契機を指摘できる。1つは普仏戦争(1870-71年)である。その戦後に行われた賠償金支払いにおいて、パリ市場の機能停止とベルリン市場の未発達という環境のもと、ロンドンだけが金融市場としての役割を果たすことができたのである。そして、その結果ロンドンへの外国銀行の進出が刺激される。これが第2の契機にほかならない<sup>(58)</sup>。

外国振り出し金融手形の増加の契機は与えられた。しかし、それが現実化するには、もちろんロンドン手形市場における引受能力の拡大がなければならない。それをかなえたのが、前にも指摘した大銀行制度の成立である。

1880年代に入ると、株式銀行が従来のパートナーシップ形態の合本企業から文字通りの株式企業、つまり有限責任制の銀行への組織替えを進め、90年代にかけて銀行合同運動が本格化する。ロンドンと地方を本支店関係で結ぶ大銀行が出来てくる。そして、それらが「大不況」(借り入れの停滞)への対応の中で外国振り出し金融手形の引受業務(対外貸し付け業務)へ参入し始め、それが株式銀行の業務として1905年以降定着するのである<sup>(59)</sup>。

ロンドン手形市場の国際化はここに達成されたと言えることができる。これは、マーチャント・バンカーの引受手形はロンドン手形市場の歴史的役割を規定できなかつたのに対し、株式銀行の引受手形はそのような規定力を持つ存在たりうると考えられていることを意味している。それでは、なぜそのように考えることができるのか、マーチャント・バンカーの引受業務と株式銀行の引受業務を比べてみるとわかる。

両者の扱う手形にはそれぞれ貿易手形と金融手形の違いがあったと考えられるのだが、それは措くとして、前者は預金銀行としての株式銀行の存在を



前提としているのである。株式銀行に当座勘定を維持し、それに宛てた小切手でその引受信用は決済される必要があった。マーチャント・バンカーには一覽払いの信用を与えることは出来ない。言い換えると、マーチャント・バンカーの引受能力は株式銀行の信用創造能力に制約されているのである。それに対し、株式銀行の引受業務はそれを債務の創造業務の内部に組み込むのである。株式銀行の手形引受市場への直接参入が重視されるべき理由はそこにある。

19世紀と20世紀の交における株式銀行の劇的な巨大化は、歴史的に必然的であった。そのような潮流の中では、ロンドンの個人銀行も旧来の利益を守り通すことができなくなる。すでに述べたように、それら(4行)は1895年に株式会社(閉鎖会社)としてロンドン手形交換所を組織し、言うならば手形市場の国際化の深化(株式銀行の巨大化)に対応しようとしたのだが、1902年その持ち分を株式銀行に開放したのであった。

年代的には、たしかにロンドン手形市場が国際化を完成させる直前のことである。しかし、ロンドン手形交換所にもポンド為替による国際決済センターとしての性格(株式銀行引受手形の増加)が色濃く追加されてきたことを反映するものであろう。そのような意味で、この1902年の事件は前にも指摘したように、歴史的に見て、ロンドン手形交換所の国際決済センターとしての完成を指し示している。

### (8) ロンドン手形市場の役割の変化(3) —イングランド銀行の行動—

さて、ここでこの間におけるイングランド銀行の行動に目を向けることにしよう。

ロンドン手形市場における割引率はその国際化の進展につれて海外金利との関連を強めてくる。そのような中、イングランド銀行は1844年以来の市場追随主義の割引率政策を転換させ、市場調整目的的政策を採用する。78年にその割引レートを(同行を通常の取引銀行としている顧客に対する)私的レートと(割引業者に対する)「公定」レートに分けるのである<sup>(60)</sup>。そして、89年末から90年初めにかけて、金流出に対処すべく、後者によって市場利子をリードする態度をとり、成果をあげる。同年7月には、58年3月以来続け

られていた割引業者に対する割引勘定の閉鎖を解き（その間も割引業者に対する貸し付けは続けられていた）、彼らに対し満期日までの期間が15日を越えない手形の再割引を再開した<sup>(61)</sup>。さらに、その11月のベアリング恐慌に際し、株式銀行との間で支払保証基金の結成を成功させている<sup>(62)</sup>。

しかし、その後90年代を通じてイングランド銀行が追求したのは、結局一株式会社銀行としての利益（配当原資の獲得）であった。それが株式銀行との競争を慎むようになるのは、ようやく99年末以降のことである<sup>(63)</sup>。画期的事実としては、1905年からその翌年にかけて金融引き締めのために行われた、株式銀行からの直接借り入れ<sup>(64)</sup>を挙げることができる。それらの預金は巨大化していた（→コール市場の肥大化）ために、それを直接吸い上げる必要があったのである。イングランド銀行が国際化を達成したロンドン手形市場でその金利政策を効果あらしめるには、もはや株式銀行の協力は不可欠なのであった。1907恐慌以後同行はその「公定」レート政策を重用するに至るのだ<sup>(65)</sup>が、その背後には株式銀行との協調関係があった。その政策は直接にはイングランド銀行金準備の防衛策として発動されるに違いないのだが、それを通じてロンドン国際金融市場（株式銀行）の支払能力が守られるのである。

以上のようなイングランド銀行の株式会社銀行に対する関係が、「銀行の銀行」としてのそれであることは明らかである。しかし、イングランド銀行の到達した立場は、それだけのものにとどまらない。株式会社銀行は国際銀行業を営む銀行であり、同じことだが、ロンドン手形市場は国民市場ではなく国際市場だからである。イングランド銀行は株式会社銀行が取り結ぶ国際間引受信用（→国際間銀行間信用）に対する支払準備金の保管銀行でもあるのである。言い換えると、外国の（中央銀行を頂点とする）銀行制度に対する信用の供給者たるロンドン国際金融市場にあって、それに対する「最後の貸し手」としての位置に付いたのである。「中央銀行の中央銀行」にほかならない。

(40) 宮田「銀行制度の必然性—貨幣節約の体系—」（『金沢大学経済論集』第17巻第1号、1997年3月）参照。

(41) これについては、前掲書（とくに第3章、第8章及び第9章）で詳しく扱ってきた。以下ではそれをもとに論述される。

(42) Leslie S. Pressnell, *Country Banking in the Industrial Revolution* (Cambridge,

- 1956), p.88.
- (43) B.P.P., *Report from the Select Committee on Banks of Issue*; etc., 1840, VI, Ev., Qs. 2327-2328, 証言者はイングランド銀行の G.W. ノーマン (George W. Norman)。
- (44) Clapham, *op. cit.*, vol. II, 1797-1914, pp.99-100 (英国金融史研究会訳『イングランド銀行, その歴史』II (ダイヤモンド社, 1970年) 107-108 ページ)。その他, Andrew M. Andreades, *History of the Bank England, 1640-1903*, translated by Christable Meredith, 4th ed. (New York, 1966), p.252 (町田義一郎・吉田啓一訳『イングランド銀行史』(日本評論社, 1971年) 296 ページ)。
- (45) B.P.P., *Banks of Issue*, 1841(*op. cit.*), Ev., Qs. 1304, 1305, ギルバートの証言。
- (46) *ibid.*, Ev., Qs. 1308, 1310, ギルバートの証言; *Report from the Committee of Secrecy on the Bank of the England Charter*; etc., 1831-32, VI, Ev., Q.503, イングランド銀行の H.パーマー (Horsely Palmer) の証言。
- (47) Clapham, *op. cit.*, II, App. B, p.429 (邦訳, 2., 付録B, 474 ページ)。なお, 1833 年は利子の最高限を 5% としてきた 1717 年以來の高利禁止法が, 3 ヶ月手形には適用が除外された年であり(同法の廃止は 1854 年である), 1844 年は後述のビール条例施行の年である。
- (48) B.P.P., *First Report from the Secret Committee on Commercial Distress and Second Report etc.*, 1847-1848, VIII-1, Ev., Qs.2652-2653, イングランド銀行の J.モリス (James Morris) の証言。
- (49) *ibid.*, *Report from the Select Committee on Bank Acts*; etc., 1857, Second Session, X-1, Ev., Qs.250-252, イングランド銀行の T.M.ウェグリン (Thomas M. Weguelin) の証言。
- (50) Wilfred T. King, *History of the London Discount Market* (London, 1936, rep. 1972), p.182 (藤沢正也『ロンドン割引市場史』(日本経済評論社, 1978年) 210 ページ)。
- (51) B.P.P., *Bank Acts*, 1857-58 (*op. cit.*), no.43. しかし, この措置はイングランド銀行のビル・ディーラーに対する信用供与窓口の一般的閉鎖を意味しなかった。貸し付けのルートは残されていたのである。
- (52) *Economist*, May 19, 1866, pp.581-583; *ibid.*, June 16, 1866, pp.697-698, 701-703; *London Times*, May 11, 1866, p.11; *ibid.*, May 12, 1866, pp.8,9; Clapham, *op. cit.*, II, pp.257-270 (邦訳, II, 284-298 ページ); Albert E. Feavearyear, *The Pound Sterling—A History of English Money—*, 2nd ed., revised by E. Victor Morgan (Oxford, 1963), pp.300-302 (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング—イギリス貨幣史—』(新評論, 1984年) 318-321 ページ); King, *op. cit.*, pp.238-256 (邦訳, 275-297 ページ); Andreades, *op. cit.*, pp.350, 359-360 (邦訳, 413, 424-425 ページ)。
- (53) King, *op. cit.*, p.262 (邦訳, 305 ページ); Clapham, *op. cit.*, II, p.355 (邦訳, II, 392 ページ)。

- (54) Thomas Tooke & William Newmarch, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1793 to 1856*, vol.VI (London, 1857, rep. 1928), App.XI, p. 600.
- (55) そのように考える根拠は、貿易手形の期間の著しい短縮化が80年代には確認できるということである。すなわち、アメリカの輸入商の1人が輸入決済のために買入れたポンド為替は、82年以後には一覽払いとなっている (Lance E. Davis & Jonathan R.T. Hughes, "A Dollar-Sterling Exchange, 1803-1895" (*Economic History Review*, 2nd series, vol. XIII, no.1, Aug. 1960), pp.75-76, Tab. A-3)。
- (56) King, *op. cit.*, p.271 (邦訳, 315 ページ)。
- (57) 宮田, 前掲書, 211-212 ページ。
- (58) 同, 215-217, 参照。
- (59) 同, 第8章第3節, 参照。
- (60) *Economist*, June 15, 1878, pp.693-694; *Bankers' Magazine, Journal of the Money Market and Commercial Digest* (Jan.1878), pp.569-574; R.H. Inglis Palgrave, *Bank Rate and Money Market in England, France, Germany, Holland, and Belgium, 1844-1900* (London, 1903, rep. New York, 1968), pp.48, 51, 55; King, *op. cit.*, p.295 (邦訳, 341 ページ); Richard S. Sayers, *Central Banking after Bagehot* (Oxford, 1957, rep. Westport, Conn., 1982), p.16 (広瀬久重『現代金融政策論』(至誠堂, 1954年)26 ページ); do., *The Bank of England, 1891-1944*, vol.1 (Cambridge, 1976), p.11 (西川元彦監訳・日本銀行金融史研究会訳『イングランド銀行—1891-1944—』(上)(東洋経済新報社, 1979年)15 ページ)。
- (61) *Bankers' Magazine* (op.cit.) (Aug. 1890), p.1277; King, *op. cit.*, p.304 (邦訳, 350-351 ページ); E.Victor Morgan, *The Theory and Practice of Central Banking, 1797-1913* (Cambridge, 1943) pp.198-199.
- (62) 詳細は, King, *op. cit.*, pp.305-308 (邦訳, 353-367 ページ); Clapham, *op. cit.*, II, pp.326-339 (邦訳, II, 358-373 ページ) のほか, *Economist* (Nov. 22, 1890), pp.1465-1466, 参照。
- (63) Sayers, *Bank of England*, I, pp.20, 22-23, 39, 52 (邦訳, (上), 26-27, 29-30, 51-52, 68 ページ)。
- (64) Clapham, *op. cit.*, II, pp.383-388 (邦訳, II, 423-429 ページ); Sayers, *Bank of England Operations, 1890-1914* (London, 1936, rep. Westport, Conn., 1970), pp. 36-38; do., *Bank of England*, I, p.41 (邦訳, (上), 54 ページ)。
- (65) Sayers, *Operations*, pp.100-101; do., *Bank of England*, I, p.53 (邦訳, (上), 69-70 ページ)。

## おわりに

ロンドン手形交換所とロンドン手形市場の19世紀から20世紀初頭に至る間の歴史過程に検討を加えてきた。おわりに、そこにおける節目を確認しながら、以上の論究をまとめることにしよう。

まず、前者は遅くとも1820年代初めに正式に発足し、54年の株式銀行の加盟及びイングランド銀行による勘定振替協力の開始、58年の地方小切手交換制度の導入という過程を経て、68年のイングランド銀行の加盟によって、国内の支払決済の最終的な集中場所として完成した。イングランド銀行は68年に国民的な支払決済の集約点に位置することになったのである（貨幣取扱資本次元での「銀行の銀行」範疇の成立）。

他方、後者のロンドン手形市場は1830年には（工業）地方銀行→ビル・ディーラー（←農業地方銀行・ロンドン個人銀行）→イングランド銀行という立体的な市場機構を確立したのだが、その実際的な機能という点では硬直的であり、イングランド銀行の発券銀行としての特殊な地位を認めた44年ピール条例を経て、47年恐慌によって歴史的に一步前進的な転機を与えられた。

イングランド銀行はその恐慌後にはそれまでのような割引業者としての行動を慎み、市場に追隨的な割引行動を示すようにはなるからである。この時期には手形交換制度の国民的な支払決済制度としての完成が見られたことと比べると、手形市場の国民市場としての完成は遅れていることになる。それは利子生み資本の次元では「銀行の銀行」範疇はまだ未熟であったことを意味する。

しかし、ロンドン手形市場はその後その国民市場としての完成を遂げることはなかった。19世紀最終四半期に入るところには国民市場性を希薄化し、もともと孕んでいた国際性を深化させてくるからである。その銀行間信用市場としての立体的な機構性は、国際間のそれ、すなわち国際金融市場として完成する。そして、その過程でイングランド銀行もそれまでの市場追隨主義を放棄し、市場統括者として行動するようになる。手形市場の国際化の進展に押されて、「銀行の銀行」範疇の完成は果たされたのである。

それでは、イングランド銀行にそのような歴史的変身を実現せしめたのはなにか、言い換えると、なにがロンドン国際金融市場の成立の推進力となっ

たのか。株式銀行の成長である。それらは19世紀末から20世紀にかけて合併を繰り返しながら巨大化し、一方で手形交換所(株式会社)の株主になり、他方対外引受業務(国際銀行業務)に進出し、最終的には1907年恐慌を契機に、イングランド銀行をしてそれらの預金銀行としての存在(預金量の巨大化→コール市場の拡充)を尊重するよう目覚めさせるのである。

ところで、イングランド銀行が国際銀行業務を営む株式銀行の統括銀行として機能するという事は、それが利子生み資本の次元で「中央銀行の中央銀行」となることを意味した。ロンドン手形市場(株式銀行)は国際金融市场として外国の銀行制度に対する信用供給市場だったからである。イングランド銀行はその対外信用に対する支払準備金の「最後の貸し手」なのであった。

他方、イングランド銀行は貨幣取扱資本としての側面では前述のとおり、19世紀半ば過ぎには国民的な支払決済センター(「銀行の銀行」となっていたのだが、ロンドン手形市場の国際化の深化に伴い、国際的な決済の集中センターとしての役割を背負わされることになる。それはいわば国際間の支払決済の次元における「中央銀行の中央銀行」機能にほかならない。貿易手形にしる金融手形にしる、外国振り出し手形も国内手形(小切手)と同じく、ロンドン手形交換所加盟銀行間の勘定の振替操作によって決済されるのであるが、その決済尻はそれら加盟銀行の持つイングランド銀行預け金勘定に集約されることによって、それは果たされる。

イギリス銀行制度は以上のとおり、イングランド銀行が銀行の貨幣取扱資本と利子生み資本という2つの側面での国際間取引次元で、それぞれの取引を総括する立場の銀行となるに至って完成する。換言すると、イギリスの場合には、国際決済制度及び国際金融市场という範疇の歴史的成立が銀行制度成立を意味するのである。イギリスは当時の世界経済上中心国に位置していたからである。